

大津商工会議所 ホームページ広告掲載取扱い要綱

第1条

この要綱は、大津商工会議所(以下「本所」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「本所ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条

本所ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、事業所PR力の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- (4) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名広告にあたるもの
- (7) 本所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (8) 本所ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本所ホームページの広告として適当でないと本所が判断するもの。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ(以下「広告主ホームページ」という。)の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条

本所ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、大津商工会議所ホームページ広告掲載申込書(以下「申込書」という。)を本所に提出しなければならない。

2 本所は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条

広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、本所が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に本所と協議しなければならない。

3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載場所等)

第5条

広告の掲載場所は、本所ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、本所が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、10 枠とする。

3 本所は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

(広告の規格等)

第6条

広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 天地 50 ピクセル
- (2) 左右 200 ピクセル
- (3) 10KB 以内
- (4) GIF 形式(アニメーション等の動的な画像も可)、JPEG形式

2前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、本所と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条

広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、契約開始月の最初の営業日の午前 11 時から掲載をはじめ、契約終了月の翌月の最初の営業日の午前11時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、本所の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条

広告主は、本所が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して 30 日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第9条

広告掲載料は返還しない。ただし、本所の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第10条

本所は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第2項の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。

第11条

この要綱に定めのないものについては、本所と広告主が協議の上、決定するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 11 月 17 日から施行する。